

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 25 年 3 月 31 日	621	4,825	11	227	-	-	49	297	234	927	50	971	11	148	266	2,255
平成 26 年 3 月 31 日	620	4,818	11	227	-	-	49	296	234	927	50	971	11	148	265	2,248
平成 27 年 3 月 31 日	618	4,805	11	227	-	-	49	296	232	914	50	971	11	148	265	2,248
平成 28 年 3 月 31 日	615	4,755	11	227	-	-	48	295	233	923	50	937	11	148	262	2,224
平成 29 年 3 月 31 日	616	4,728	11	227	-	-	48	295	233	927	50	937	11	148	263	2,195
富山	-	-														
北信	57	310					9	56	19	83	3	30			26	141
中信	22	86					4	15	7	28					11	43
東信	306	3,150	11	227			8	71	99	468	37	791	1	6	150	1,587
南信	17	67					4	12	8	10	1	40			4	5
木曾	40	283					9	55	8	36			1	106	22	86
(南木曾)	13	45					2	4	2	6					9	36
飛騨	25	196					2	6	15	48					8	143
岐阜	61	169					1	1	47	134			3	10	10	24
東濃	30	171					1	5	12	53			6	27	11	86
(愛知)	45	251					8	70	16	61	9	76			12	44

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)